

令和4年度 事業報告

I. 概況

令和4年度の自家発電設備の需要は、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格の上昇等の影響は多少あるものの、巨大地震や大型台風などの自然災害に備えた防災対策、BCP対策の一環として底堅く続きました。

協会活動については、自家発電設備の信頼性や安全性の向上と更なる普及を目指し、製品認証事業及び専門技術者養成事業を中心に新型コロナウイルス感染症対策を講じ着実に実施しました。

各事業の活動概要は、次のとおりです。

II. 事業活動

1. 自家発電設備の製品認証

(1) 消防庁長官登録認定機関としての認定の実施

消防法施行規則第31条の4に規定する消防庁長官登録認定機関として、「自家発電設備の基準」に適合していることの認定を行いました。

なお、認定件数は、防災用自家発電装置が更新1件、常用防災兼用発電装置が更新1件でした。

また、消防庁長官登録認定機関としての第6回更新審査を受審し、11月19日に登録認定機関として更新されました。

(2) 製品認証機関としての認証の実施

ISO/IEC 17065に基づく製品認証機関として、自家発電装置等の認証基準に対する適合性評価の審査を実施し、認証委員会の決定に基づき、適合証明書等を発行しました。

なお、前年度に(公財)日本適合性認定協会より製品認証機関としての第5回更新審査を受審し、4月1日に認証の更新が承認されました。

(審査件数)

審査の種類	令和4年度 計画数(件)	令和4年度 実績数(件)	計画比 (%)	前年度比 (%)
新規審査	0	1	—	—
変更審査	0	0	—	—
更新審査	5	3	60	150
サーベイランス	30	25	83	114

(3) 適合マーク等の交付

製品認証機関の適合マーク、消防庁長官登録認定機関の認定マークを交付しました。

なお、消防庁長官登録認定機関の認定マーク交付枚数は、防災用自家発電装置及び常用防災兼用発電装置の適合マーク交付枚数の合計と同数です。

(交付枚数)

種 別		令和4年度 計画数(枚)	令和4年度 実績数(枚)	計画比 (%)	前年度比 (%)
防 災 用	適合マーク	6,300	5,740	91	89
	登録票	25,200	24,949	99	91
常 用	適合マーク	200	161	81	56
	登録票	600	510	85	57
常用防災 兼用	適合マーク	15	10	67	48
	登録票	45	44	98	43
可搬形	適合マーク	9,000	10,525	117	95
非常動力	適合マーク	100	108	108	95
	登録票	200	800	400	455

2. 自家用発電設備専門技術者の養成

(1) 自家用発電設備専門技術者の講習・試験及び更新講習の実施

① 新規資格取得に伴う講習・試験の実施

令和4年9月から11月に、全国10地区で延べ23回の講習・試験を実施しました。

(受験申請者数)

	令和4年度 計画数(名)	令和4年度 実績数(名)	計画比 (%)	前年度比 (%)
自家用発電設備 専門技術者	1,100	1,104	100	94
可搬形発電設備 専門技術者	700	646	92	83

② 資格の更新に伴う講習(更新講習)の実施

令和4年8月から11月に、全国14地区で延べ47回の更新講習を実施しました。

(受講申請者数)

	令和4年度 計画数(名)	令和4年度 実績数(名)	計画比 (%)	前年度比 (%)
自家用発電設備 専門技術者	3,300	3,629	110	103
可搬形発電設備 専門技術者	1,600	1,704	107	92

③ 専門技術者資格保有者数

	令和4年度末 (名)	令和3年度末 (名)	前年度比 (%)
自家用発電設備 専門技術者	21,781	21,585	101
可搬形発電設備 専門技術者	9,899	9,779	101

(2) 点検済証の交付

専門技術者が発電設備の保守点検を行った際に貼付する点検済証を交付しました。

(交付枚数)

種 別	令和4年度 計画数(枚)	令和4年度 実績数(枚)	計画比 (%)	前年度比 (%)
自家用発電設備 点検済証	1,500	2,412	161	127
可搬形発電設備 点検済証	6,500	7,730	119	108

(3) 電気工事士法に定める特種電気工事資格者の認定申請への協力

令和4年度の自家用発電設備専門技術者の据付工事資格取得者のうち286名に対して、電気工事士法で定める特種電気工事資格者(非常用予備発電装置工事資格者)の資格取得に必要な認定申請の協力業務を行いました。

3. 規格・基準の整備と技術調査・研究活動

(1) 技術基準の協会規格(NEGA規格)の定期的見直し

NEGA規格の定期的な維持・管理のため、技術基準専門委員会及び同作業会を開催しました。今年度は「非常動力装置技術基準」(NEGA C 341)の見直しを行い技術委員会の承認を得ました。また、「防災用自家発電装置技術基準」(NEGA C 311)の見直しに着手しました。

(2) 自家発電設備に関するデータの収集と分析

令和3年度、令和4年度上期の自家発電設備の国内設置状況について、防災用及び常用防災兼用は適合マークの使用報告を、また、常用は会員会社からのアンケート回答結果を、集計分析し、その結果をいずれも広報誌に掲載するなどして公表しました。

(3) 自家発電設備の出力算定ソフトウェアの販売

出力算定ソフトウェア「NH1Ver. 4.0S(高効率モータ対応版)」のユーザーサポートを継続するとともに、ユーザーからの質問や改善意見などへ対応しました。

(販売数)

	令和4年度 計画数(本)	令和4年度 実績数(本)	計画比 (%)	前年度比 (%)
出力算定 ソフトウェア	40	40	100	82

また、「自家発電設備の出力算定法」(NEGA C 201)、「自家発電設備の出力算定法(資料)解説編」(NEGA D 201)及び「発電機駆動用原動機の負荷投入特性の指針」(NEGA G 151)の改定に向けて原動機の負荷投入特性の調査に着手しました。

(4) ガス供給系統の評価

「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」で、常用防災兼用ガス専焼発電設備を都市ガスの単独供給により予備燃料なしで設置する場合に、その供給系統が消防法令の基準に適合しているかを審査し、その決定に基づき評価書を8件発行しました。評価件数の累計は381件となりました。

(発行数)

	令和4年度 計画数(件)	令和4年度 実績数(件)	計画比 (%)	前年度比 (%)
評価書	8	8	100	73

(5) 行政機関からの技術基準等の調査及び整備等への協力

国土交通省大臣官房官庁営繕部から、令和3年版として発行された「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」に対する意見照会および改定一次案に対する意見照会があり、作業部会で検討し意見を提出しました。

(6) 消防機関等の研修会への講師派遣

(一財)日本消防設備安全センターが実施する「第一種消防設備点検資格者」の非常電源に係る講習に講師を派遣しました。

(7) 災害時における自家発電設備の調査

令和4年9月19日に本州に上陸した台風第14号、9月23日に中部地方に接近した台風第15号により九州地方及び静岡県を中心に電力供給が広範囲に途絶し、甚大な被害を及ぼしたので自家発電設備の稼働状況について調査を実施しました。調査結果は、ホームページ及び広報誌で公表し、行政機関にも提供しました。

Ⅲ. 事務局関連

(1) 広報活動・情報公開について

① 広報誌の発行

広報誌「内発協ニュース」を毎月発行し、協会の事業活動、行政情報(法令、政策等)、業界活動、会員活動状況等を中心に広報を行いました。

② 点検作業説明ビデオの頒布

平成30年6月の消防法令(消防庁告示等)の改正に係る点検作業の具体的な実施要領を説明したDVDを令和元年6月に販売を開始し、令和4年度は9本、総計で210本販売しました。

③ ホームページでの情報提供

ホームページでは、各事業に係る情報をスピーディに発信し、また、法に定められた情報公開を適切に行いました。

(2) 講演会の実施

令和4年5月13日の理事会・政策審議委員会合同会議終了後、東京大学特任教授の有馬 純 氏をお招きして、講演会(演題は「地球環境問題をめぐる内外情勢と日本の課題」)を開催しました。

また、令和5年3月17日の同会議終了後、総務省消防庁予防課長の白石 暢彦 氏をお招きして、講演会(演題は「消防法に定める自家発電設備の運転性能に係る点検について」)を開催し、終了後、意見交換を行いました。

(3) 視察研修会の実施

令和4年度は下期視察会として3月23日に東京ガス豊洲スマートエネルギーセンターにて45名の参加人数で開催しました。なお、上期は新型コロナウイルス感染防止対策のために開催を見合わせました。

(4) 表彰活動

① 当協会表彰

当協会の事業運営に貢献された会員5名及び委員1名の方々に対し、功労者表彰を行いました。(本年度は新型コロナウイルス感染症対策により、定時総会時での表彰式を取り止め、受賞者には感謝状を送付しました。)

② 官公庁表彰

官公庁の表彰に会員各社より推薦しました。

国土交通省(顕彰式は10月18日)

「優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)」7名

「青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)」2名

令和4年度事業報告 附属明細書

令和4年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していません。